Ⅱ 解約による終了で、利用者の意思能力が低下している場合の対応

解約による終了（利用者生存時）

1 解約の際の留意点

【ポイント】
(1) 解約後の生活や支援体制についての検討が必要
(2) 解約の時の対応は記録しておく

【解説】

(1) 解約後の利用者の生活や支援体制について検討する必要があります。

事業の解約をすれば、利用者にとって不利益となることが予想される場合には、他の支援者や関係機関と協力して、利用者に利用の継続を働きかけます。また、必要に応じて他のサービスの利用について検討します。

利用者が当該市町村外へ転出する場合は、他地域での事業の利用について調整を図り、利用者へ情報提供をします。利用者が転出先で日常生活自立支援事業を利用する場合は転出先の実施機関と互いに協力し、円滑に移行できるよう努めます。

入院、入所する場合は、利用者の新しい生活の場での金銭管理の方法について確認します。本人の判断能力が低下しており、かつ意思能力喪失後の支援計画に基づく支援によっても支えきれない場合は、成年後見制度の利用が必要です。

(2) 解約の申出について対応した際には、実施機関の対応や判断だけでなく、解約に至った経過や本人の認識、解約に応じた理由について、具体的な状況が分かるようにケース記録に記載します。

2 解約申出の際の対応

〈1〉 解約申出人

解約を申し出ることができるのは①**利用者**、②**法定代理人等**（p2）、③**実施機関**のみです。**これら以外の者からの解約に応じることはできません。**

〈2〉 利用者または「法定代理人等」からの解約

契約書第 12 条（p32）により、利用者は事業契約を自由に解約することができます。「利用者」には、利用者の「法定代理人等」も含むと解釈します。

特に利用者からの解約の申出の場合は次の点に留意します。

【ポイント】
(1) 利用者の明確で一貫した意思を確認すること
(2) 解約を求める利用者の判断能力及び解約後の生活状況について十分、検討すること

【解説】

(1) たとえば利用者の親族や保管物品受取人などから「利用者が事業の解約をしたいと言っている」旨の申出があった場合であっても、利用者の意向を直接確認し、利用者が解約の手続きをとらなければ解約に応じることはできません。

解約を求める利用者の意向は明確で一貫しているか確認します。利用者から**福祉サービス利用援助契約解約申込書（様式第 34 号）**の提出を受けます。

⑵　解約を求める利用者の真意や判断能力、解約後の生活状況に不安を感じる場合には、大阪府社会福祉協議会に協議してください。場合によって、権利擁護推進審査会の審査を求めます。

審査の結果、利用者に解約を求めるだけの判断能力がないと判断された場合は、成年後見制度の利用等、他のふさわしい支援について検討していく必要があります。

〈3〉 実施機関からの解約

実施機関による支援の継続が困難となった場合には、実施機関から解約することもできます。支援の継続が困難な場合とは、次の場合が考えられます。

① 利用者の施設入所、長期入院
② 当該市町村外への転居
③ 支援計画の変更が必要だが、利用者の判断能力が低下しており、新たな支援計画の作成ができない場合
④ 意思能力喪失後の支援計画に基づく支援では支えきれない場合
⑤ 利用者に**成年後見人等（p8）**が選任され、この契約による援助が必要なくなったと判断された場合
⑥ その他、実施機関による支援が困難となっている場合

【ポイント】
実施機関からの解約の場合、大阪府社会福祉協議会の同意が必要

【解説】

実施機関から解約を申し出る際には、大阪府社会福祉協議会の同意が必要です。（**第 2 章Ⅱ「福祉サービス利用援助契約書の解説」第 12 条、p32～**参照）また、利用者には十分に説明を行い、解約について理解を求めます。

① 施設入所・長期入院・転居

利用者の施設入所、入院、転居（利用者が他市町村に転出した場合）は、ただちに解約事由とはなりません。しかし、実施機関による支援が困難となった場合に備えて、実施機関からの解約事由として契約書に規定されています。

これらの理由で解約することとなっても、利用者からの解約申出が可能であれば、利用者に理由を説明し、利用者から解約の申出を受けます。

② 利用者にふさわしい支援ができなくなったとき

この契約は、利用者の判断能力がほとんどなくなり、利用者への意思確認が困難となっても、当然には終了しません。しかし、従前の支援計画では利用者の生活にふさわしい援助ができないのに新たな支援計画が作成できない場合や、あらかじめ利用者との間で作成しておいた意思能力喪失後の支援計画に基づいてもなお利用者の生活に相応しい援助ができない場合には、本事業による支援を続けることは利用者にとっても適当ではありません。そこで、これらの場合にも解約事由としています。解約にあたっては成年後見制度の利用

を検討します。

③ 利用者に成年後見人等が選任され、この契約による援助が必要なくなったと判断された場合

利用者に成年後見人等が選任された場合、実施機関は本事業利用の必要性について**「成年後見制度と併用して日常生活自立支援事業を利用することが必要とされる指標」**（**第 1 章Ⅱ①(4)p10** 参照）に基づき検討を行います。検討の結果、本事業利用の必要性がないと判断された場合は、実施機関からの解約を検討することもできます。

解約については慎重を期すために、大阪府社会福祉協議会の同意を必要としています。場合によっては権利擁護推進審査会での審査を依頼します。

3 預かり品返還の留意点（利用者生存時）

【ポイント】

(1) 預かり品は判断能力のある利用者に返還することが原則。利用者に判断能力がない場合は「法定代理人等」に返還する。

(2) 実施機関からの解約の際に利用者の判断能力が低下しているため、利用者に預かり品を返還できず、かつ「法定代理人等」が選任されていない場合は、保管物品受取人へ返還する

(3) 利用者以外の者への預かり品の返還の際には、受領者の権限及び本人確認を行う

【解説】

(1) 利用者に判断能力がほとんどないため、利用者に預かり品を返還できない場合は、「法定代理人等」に返還します。親族であっても利用者及び利用者の「法定代理人等」以外の者に対して預かり品を返還することは認められません。

また、利用者が施設入所あるいは医療機関へ入院した場合でも、預かり品を施設や医療機関に直接渡すことはできません。

(2) 利用者の判断能力低下によって実施機関からの解約時に利用者に預かり品を返還できず、かつ「法定代理人等」がいない場合は、保管物品受取人が選任されていれば保管物品受取人に預かり品を返還することができます。（**第 5 章Ⅰ「保管物品受取人の選任」(1)p90** 参照）

(3) 「法定代理人等」や保管物品受取人など、利用者以外の者に保管物品を返還する際には、受領者の受領権限及び本人確認を行います。受領権限を確認するための家庭裁判所の選任審判書並びに確定証明書の写しまたは登記事項証明書及び受領者の本人確認に必要な健康保険証、運転免許証等の提示を受け、できる限り写しを受領します。

預かり品の返還手続きについては、**第 5 章Ⅳ「預かり品を適切に返還するための手続き」(p108～)**も参照してください。

4 終了通知

実施機関の関与の終了を明確にするために、利用者及び「法定代理人等」に**福祉サービス利用援助契約終了通知書（様式第 35 号）**を送付し、写しを大阪府社会福祉協議会へも送付します。

5 成年後見制度を利用した場合の終了及び再契約の手続き等

【ポイント】

(1) 利用者に成年後見人等が選任された場合、実施機関は成年後見人等と利用者の今後の支援について話しあうとともに、本事業利用の必要性について「成年後見制度と併用して日常生活自立支援事業を利用することが必要とされる指標」(第 1 章Ⅱ①(4) p10)に基づき検討を行う。

(2) 利用者に成年後見人等が選任され、検討の結果、本事業による支援の必要性がなくなった場合は、解約手続きをとる。

(3) 利用者に成年後見人等が選任されたが、検討の結果、本事業利用の必要性が認められた場合は、成年後見人と再契約を行い、従前の契約は終了する。保佐人、補助人及び任意後見人(以下、保佐人等という)については、本事業契約についての代理権を有するか確認のうえ、保佐人等と再契約を結ぶ。ただし、保佐人等については支援計画を変更する必要がなければ改めて契約する必要はない。

【解説】

※以下、「保佐人等」との記載がある場合は、次の人を指すものとします。
- 本事業契約について代理権を有する保佐人、補助人
- 本事業契約について代理権を有する任意後見人

(1) 利用者に成年後見人が選任された場合、本人は判断能力を欠く状態であることから、今後の支援内容について成年後見人と協議・再検討する必要があります。また、保佐人等が選任された場合についても、利用者の今後の支援について保佐人等と話し合い、情報交換や役割分担をしながら支援を行います。

(2) 利用者に成年後見人等が選任され、本事業による支援が必要でなくなった場合は、解約の手続きをとります。利用者に成年後見人及び本事業契約についての代理権を有する保佐人等が選任された場合は、これらの法定代理人との間で解約します。

ただし、保佐人等が選任されても、本事業の契約に関する代理権がなければ、利用者または実施機関による解約を検討します。

(3) 引き続き支援が必要な場合、成年後見人等からの申出により、解約と同時に成年後見人等との契約を行います。契約にあたっては、大阪府社会福祉協議会に契約締結に関する事前協議（**第 3 章Ⅰ2(1)「福祉サービス利用援助契約の締結に関する事前協議」p58** 及び**第 3 章Ⅱ4「契約締結に関する事前協議」p64～**参照）を求めます。

保佐人等については、利用者が締結した契約に基づく支援計画（意思能力喪失後の支援計画を含む）を変更する必要がなければ、改めて契約する必要はなく、契約を継続します。支援計画（意思能力喪失後の支援計画を含む）を変更する必要がある場合については、保佐人等からの申出により、解約と同時に保佐人等との契約を行います。本事業の契約に関する代理権がなければ、利用者に判断能力があることを確認のうえ、利用者と支援計画の変更を行います。

利用者に支援計画変更のために必要な判断能力がない場合は、保佐人等に本事業契約に関する代理権が付与されるよう働きかけます。

6 財産管理等委任契約への移行を理由に本事業を解約する際の手順と留意点

【ポイント】
(1) 利用者の明確で一貫した意志を確認する。
(2) 利用者の判断能力及び解約後の生活状況について十分検討する。
(3) 大阪府社会福祉協議会に対しては、当該契約書類の写しを添付のうえ終了報告を行う。

1．利用者本人や委任契約受任者から本事業の解約申出があった際の対応の手順

(1) 利用者の明確で一貫した意志を確認する

解約したい理由を聞き、解約した場合にどうなるのかについて実施機関が説明し、本人がそのことを理解した上で、それでも解約したいという意向なのかを確認する必要があります。

１回だけでなく、後日あらためて再度確認するなどの方法も必要です。

(2) 利用者の判断能力及び解約後の生活状況について十分検討する。

利用者に委任契約の内容を理解できる判断能力があることが前提です。

さらに、本事業解約後の生活状況がどうなるか、本人の権利擁護が後退するような懸念がないかを検討します。

そのために、財産管理等委任契約書や付随する契約書（任意後見契約書、死後事務委任契約書、公正証書遺言書等）の提出を求めることが必要です。それによって、解約後どう変わるか、それを本人が理解しているかも確認する必要があります。

上記を確認した上で、問題がないと判断できるときに、解約に応じることになります。実施機関での判断が難しい場合は大阪府社会福祉協議会へ相談し、内容に応じて権利擁護推進審査会に判断を委ねることとします。

(3) 大阪府社会福祉協議会に対しては、当該契約書類の写しを添付のうえ終了報告を行う。

※受任者又は利用者に対して契約書類の提出を求めるのは、本事業の解約に応じるか否かの判断のためということになります。このため、解約に応じてしまった後では、書類の提出を求める基礎（契約関係）がなくなるため、必ず解約前に契約書類の提出を求める必要があります。